

平成27年度税制改正による法人二税申告の際の留意点

～法人道民税に係る改正～

○ 均等割の税率区分に係る改正

法人道民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について、次のとおり改正されました。

法人道民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

資本金等の額

【改正前】

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額

【改正後】(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額
ただし、無償増資(※1)、無償減資等による欠損填補(※2)を行った場合は、調整後の金額

※1 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

※2 無償減資等による欠損填補

- 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資(金銭その他の資産を交付したものを除く)による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合、欠損の填補に充てた金額を控除する。
- 平成18年5月1日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから、1年以内に損失の填補に充てた金額に限る。

【確認する添付書類】

- 株主総会議事録
- 債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)
- 株主資本等変動計算書
- 法人税別表5(1) など

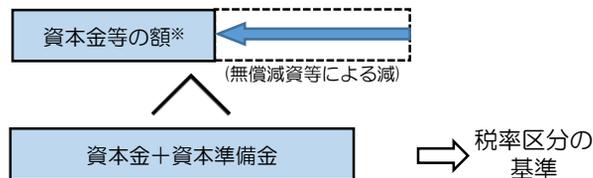
「資本金等の額※」と「資本金+資本準備金」との比較

「資本金等の額※」と、「資本金+資本準備金」又は「出資金の額」とを比較して、いずれか大きい額を税率区分の基準となる「資本金等の額」とします。

〔「資本金等の額※」が大きい場合〕



〔「資本金+資本準備金」が大きい場合〕



※ 「資本金等の額」とは、無償増資、無償減資等による欠損填補調整後の金額です。

【予定申告の経過措置】

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いて計算します。

～法人事業税外形標準課税に係る改正～

○ 外形標準課税の拡大

改正の概要

法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大されます。

【現行（1/4）】

所得割 7.2%	付加価値割 0.48%
法人事業税 4.3% 地方法人特別税 2.9%相当 (4.3%×67.4%)	資本割 0.2%

【平成27年度（3/8）】

所得割 6.0%	付加価値割 0.72%
法人事業税 3.1% 地方法人特別税 2.9%相当 (3.1%×93.5%)	資本割 0.3%

【平成28年度（1/2）】

所得割 4.8%	付加価値割 0.96%
法人事業税 1.9% 地方法人特別税 2.9%相当 (1.9%×152.6%)	資本割 0.4%

※ 所得割の税率は、年800万円を超える所得金額に適用される税率(地方法人特別税を含む)。

改正後の税率

法人事業税

法人の種類	所得区分等	H20.10.1から H26.9.30までに 開始する事業年度		H26.10.1から H27.3.31までに 開始する事業年度		H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度		H28.4.1以後 に開始する事業年度	
		税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人
普通法人	年400万円以下	2.7%	1.5%	3.4%	2.2%	3.4%	1.6%	3.4%	0.9%
	年400万円超800万円以下	4.0%	2.2%	5.1%	3.2%	5.1%	2.3%	5.1%	1.4%
	年800万円超	5.3%	2.9%	6.7%	4.3%	6.7%	3.1%	6.7%	1.9%
	清算所得	5.3%	2.9%						
	軽減税率不適用法人(※)	5.3%	2.9%	6.7%	4.3%	6.7%	3.1%	6.7%	1.9%
	付加価値額		0.48%		0.48%		0.72%		0.96%
	資本金等の額		0.2%		0.2%		0.3%		0.4%
特別法人	年400万円以下	2.7%		3.4%		3.4%		3.4%	
	年400万円超	3.6%		4.6%		4.6%		4.6%	
	清算所得	3.6%							
	軽減税率不適用法人(※)	3.6%		4.6%		4.6%		4.6%	
収入金額課税法人	収入金額	0.7%		0.9%		0.9%		0.9%	

※ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得

地方法人特別税

法人の種類	H20.10.1から H26.9.30までに 開始する事業年度		H26.10.1から H27.3.31までに 開始する事業年度		H27.4.1から H28.3.31までに 開始する事業年度		H28.4.1以後 に開始する事業年度	
	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	148.0%	67.4%	93.5%	152.6%				
所得割額によって法人事業税を課税される法人 (資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等)	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%				
収入割額によって法人事業税を課税される法人 (電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%				

付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、適用要件を全て満たす場合には、一定額を控除します。

適用要件

この制度の適用を受けるためには、法人税の所得拡大促進税制の適用要件を満たす必要があります。

- ① 雇用者給与等支給増加額 ÷ 基準雇用者給与等支給額* ≥ 増加促進割合（下表）

事業年度の始期	増加促進割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日	3%
平成28年4月1日から平成29年3月31日	4%
平成29年4月1日から平成30年3月31日	5%

※ 基準雇用者給与等支給額
平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

- ② 雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）
③ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額（前事業年度の平均給与等支給額）

控除額の計算方法

以下の算式により算定した金額を、付加価値額から控除します。

$$\text{控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額}^* \times \frac{\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)}}{\text{収益配分額 (別表5の2④)}}$$
$$\text{雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額}$$

※ 労働派遣を行っている場合は、次のとおり雇用者給与等支給増加額を調整します。

$$\text{調整後の雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \frac{\text{報酬給与額計 (別表5の3⑫)}}{\text{報酬給与額計} + \begin{matrix} \text{派遣先から支払を受ける金額} \times 75\% \\ \text{(別表5の3⑩)} \\ \updownarrow \text{いずれか小さい方} \\ \text{派遣労働者等に支払う報酬給与額} \\ \text{(別表5の3⑨)} \end{matrix}}$$

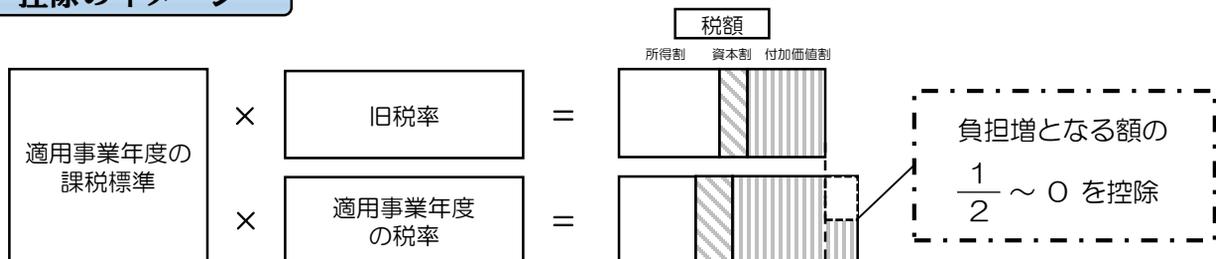
留意事項

- 非課税事業、収入金課税事業を併せて行う場合には、雇用者給与等支給増加額から非課税事業分、収入金課税事業分を除外するため、按分計算を行います。
ただし、区分経理が困難な場合は、従業者数による按分を行います。
- 解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度の申告、期限後申告については、適用対象となりません。
- 連結申告法人の場合、個々の連結法人（単体法人）ごとに適用となります。
ただし、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超える場合の判定については、「個々の連結法人ごと」又は「連結親法人及び連結子法人の合算額」のいずれか一方が要件を満たしていれば適用対象となります。

○ 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、外形標準課税の拡大に伴い負担増となる法人のうち、付加価値額が40億円未満の場合、法人事業税額から一定額を控除します。

控除のイメージ



控除額の計算方法

- 負担増となる額の計算

$$\text{負担増となる額} = \text{法人事業税額} - \text{旧税率(注)を適用して計算した法人事業税額}$$

$$\text{法人事業税額} = \text{所得割額} + \text{資本割額} + \text{付加価値割額}$$

(注) 旧税率

- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 平成27年3月31日現在の税率
(税率表区分：平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度)
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
→ 平成28年3月31日現在の税率

- 法人事業税額から控除する金額の計算

- 付加価値額30億円以下の法人

$$\text{負担増となる額} \times \frac{1}{2}$$

- 付加価値額30億円超40億円未満の法人

$$\text{負担増となる額} \times \frac{(40\text{億円} - \text{付加価値額})}{20\text{億円}}$$

留意事項

- 仮決算による中間申告については、適用対象となりません。

○ 外形標準課税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、「資本金等の額(従前どおり、無償増資、無償減資等による欠損填補調整後の金額)」と「資本金及び資本準備金の合算額」又は「出資金の額」との比較により算定します。

- ※ 「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」又は「出資金の額」との比較による算定については、「法人道民税均等割の税率区分に係る改正」と同様の改正です。

【法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告書提出先】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F

TEL 011-204-5083